

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和4年1月13日(2022.1.13)

【国際公開番号】WO2020/209382

【出願番号】特願2021-513728(P2021-513728)

【国際特許分類】

G 1 6 H 3 0 / 0 0 (2 0 1 8 . 0 1)

【 F I 】

G 1 6 H 3 0 / 0 0

10

【手続補正書】

【提出日】令和3年10月5日(2021.10.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

また、メモリ12には、医療文書作成プログラムが記憶されている。医療文書作成プログラムは、CPU11に実行させる処理として、所見を作成する対象となる医用画像を取得する画像取得処理、医用画像を解析して病変等の異常陰影を検出する画像解析処理、異常陰影に関する特徴を表す複数の所見を検出する所見検出処理、異常陰影が良性であるか悪性であるかを判定する判定処理、判定結果に基づいて、複数の所見のうち医療文書の生成に使用する少なくとも1つの所見を特定する所見特定処理、特定された所見を用いて医療文書を作成する文書作成処理、並びに作成された医療文書を表示部14に表示する表示制御処理を規定する。

20

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0049

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0049】

図6は所見特定部25の学習済みモデルM4の学習に使用される教師データの他の例を示す図である。図6に示す所見検出結果R3を用いて、「左肺S1に円形で境界が明瞭で辺縁が不整な充実型の吸収値を認めます。大きさは20mm×15mmです。鋸歯状を認めます。」の読影レポートが作成されたとする。この場合、複数の所見の項目のうちの、吸収値、境界、辺縁、形状、鋸歯状、位置およびサイズの項目の所見が読影レポートの作成に使用されていることとなる。また、異常陰影は良性であると判定されているものとする。このため、図6に示す教師データT2は、入力が所見検出結果R3および良性との判定結果R4であり、出力O2が「吸収値、境界、辺縁、形状、鋸歯状、位置およびサイズ」であるデータの組み合わせとなる。

30

40

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0060】

図12は、第2の実施形態において、所見特定部25の学習済みモデルM7の学習に使用される教師データの例を示す図である。図12に示す所見検出結果R5を用いて、「左肺

50

S 1 + 2 に円形で境界が不明瞭な充実型の吸収値を認めます。大きさは 2 . 3 c m × 1 . 7 c m です。辺縁はやや不整でスピキュラを認めます。胸膜への陥入も認めます。」の読影レポートが作成されたとする。この場合、複数の所見の項目のうちの、吸収値、境界、辺縁、形状、スピキュラ、胸膜陥入、位置およびサイズの項目の所見が読影レポートの作成に使用されていることとなる。また、異常陰影の診断名が原発性肺癌であると特定されているものとする。このため、図 1 2 に示す教師データ T 3 は、入力が所見検出結果 R 5 および原発性肺癌であるとの診断名 D 1 であり、出力 O 3 が「吸収値、境界、辺縁、形状、スピキュラ、胸膜陥入、位置およびサイズ」であるデータの組み合わせとなる。

10

20

30

40

50